

委員会提出議案第7号

公立小・中学校における少人数学級の実現と新たな学校  
環境整備を求める意見書

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の  
規定により提出する。

令和2年12月17日

文教民生常任委員会委員長 浅田 康子

(理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大時でも、子どもたちが等しく良質な教育を受けられるよう、少人数学級の編制や教員の確保、「GIGAスクール構想・オンライン学習」の有効活用など、新たな学校教育環境を早急に整備する必要があるため。

## 公立小・中学校における少人数学級の実現と新たな学校環境整備を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、児童・生徒の学びに大きな負担を強いることになった。

学校再開後は、マスクを着用しての授業や夏季休業の短縮等が行われたが、現在の40人学級では、新型コロナウイルス感染症予防のための十分な身体的距離の確保は困難な状況である。加えて、心のケアや学習の遅れへの対応も喫緊の課題となっている。

一方、分散登校中の少人数学級の実施によって、各教諭は児童・生徒一人ひとりの表情が見て取れること、児童・生徒は授業の理解が深まることを実感した。

2005年に文部科学省が実施した、少人数学級と少人数指導を実施した学校で行った調査の「少人数学級で子どもの学力が向上したと思うか」との問いに、小学校においては「学力向上を実感した」との回答が98.7%、「不登校やいじめなどの問題行動が減少した」との回答が88.9%あった。また、小・中学校全学年で33人学級を進めている山形県の調査でも、学力向上とともに不登校や欠席率の低下がみられたところである。

新型コロナウイルス感染の収束が不透明な中、公立小・中学校においては様々な工夫を凝らしながら授業継続に努めているが、現状の40人学級では、遅れを取り戻す学力の保障や感染症予防に必要な距離の確保は困難であり、その対応が大きな課題となっている。

兵庫県では、小学1年生から4年生までは35人学級を実施しているが、身体的距離を十分に確保するためには、小・中学校の全児童・生徒を対象にするなど、抜本的な少人数学級の実施が求められる。

このような実情を踏まえて、感染症の拡大時であっても必要な教育活動を継続して学びを保障するため、少人数学級によって、児童・生徒間の十分な距離を保つことができる環境確保を推進するとともに、これに伴う教員の増員配置が必要である。

加えて、学校の臨時休業等の緊急時にも、「GIGAスクール構想・オンライン学習」が有効に行えるよう、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。

そのためには、少人数によるきめ細やかな指導体制の構築が必要であり、学習用ソフトウェアを含む端末・ネットワーク環境の改善及びこれらを有効活用するため、ICT教育人材の配置の充実も図らなければならない。

国におかれては、新型コロナウイルス感染症に対応し、等しく良質

な教育が受けられるよう、下記による新たな学校教育環境を早急に整備することを強く求めるものである。

記

- 1 少人数学級の編制及びこれに対応する教員を確保すること。
- 2 G I G Aスクールサポーター等のICT教育人材を配置し充実を図ること。
- 3 新型コロナウイルス感染症に対応する整備費用及びランニングコスト等を含むICT環境整備に必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

西 脇 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様